

安倍首相靖国参拝違憲訴訟の会・関西

発行日：2017年 6月12日

アジアネットワーク通信

ころさない ころされない ころさせない 【第17号】

5月11日、「上告理由書」と「上告受理申立理由書」を最高裁に提出しました。

最高裁は、上告理由書を精読し、司法の責務を果たすべきです

五月十一日、「上告理由書」と「上告受理申立理由書」を最高裁に提出しました。いずれも大部のものでホームページにアップしましたので、是非読んでみてください。このニュースに同封しているのはこの二つの書面の要約版です。これも一緒に最高裁に提出しました。

控訴審判決（2月28日）はひどいもので、首相の靖国参拝という明白な違憲行為がどうして控訴人（原告）に権利侵害をもたらさないかの説明の全くない理由不備判決でした。私たちは、参拝が表現するメッセージは「英霊を見習ってあとに続け」ということであることを数々の証拠で示し、平和的生存権を損なうものであると論証したにもかかわらず、判決は参拝後の安倍の談話に「恒久平和を誓う」とあるから参拝は平和を求める行為だという呆れてしまうものでした。

四月二十八日に判決を出した東京地裁も同様に長々と「談話」を引用し、原告らは安倍

の平和を願う心（えーっ！）を付度せよというひどいものでした。大阪高裁といい、東京地裁といい、もう日本の司法は行政迎合の機関になり下がったと言わざるを得ません。このままでは、歴史に重大な禍根を残してしまします。

最高裁は、上告理由書を精読し、司法の責務を果たすべく弁論を開いて逆転判決を下すか、少なくとも本件を差し戻し審理を徹底しなければならぬと、私たち訴訟団は強く訴えます。

事務局よりのお知らせ

- ★ 5月10日、東京訴訟控訴人455名で東京高裁に控訴しました。
- ★ ノーハプサ第12回口頭弁論期日
7月4日（火）午後2時開廷
東京地方裁判所103号大法廷
- ★ 第30回政教分離訴訟全国集会IN福岡
日時：7月28日（金）午後2時～29日
会場：本願寺福岡教堂礼拝堂
詳細は以下担当事務局にお問い合わせください
（九州山口原告団 木村 090-3329-2674）

ただいま訴訟団学習会準備中！

みくできました

「英霊を見習って
あとに続け」
戦前のように
「司法」もこうで
なくっちゃ！



抗議 声 明

本日、東京地方裁判所民事第 6 部（裁判長岡崎克彦、田邊 実、岩下弘毅）は、安倍首相靖国神社参拝違憲訴訟において、違憲判断を示すことなく、原告らの請求のいずれも却下ないし棄却するという不当な判決を下した。

私たち安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京の原告団及び弁護団は、この判決に強く激しく抗議する。

本件訴訟は 2013 年 12 月 26 日に、安倍晋三首相が政権成立 1 周年を機に、周囲の反対を押し切って靖国神社を強行参拝したことに対して、国内のみならず中国、ドイツ、韓国、香港等の原告ら 633 名が政教分離違反等の違憲確認と人格権等の侵害を理由として損害賠償を求めたものである。

約 3 年に亘る審理の中で、本件参拝及び参拝受入行為が、①明白な政教分離違反行為であること、②国のために死ぬことが名誉なことであるとの靖国の思想を国民に浸透させ、戦争に向かう精神的基盤を確立する行為であること、③集团的自衛権の行使容認・武器輸出禁止原則の廃止・改憲による立憲主義の否定などの安倍政権の諸政策と連動するものであることなどを、膨大な書証と延べ 18 名に及ぶ原告ら本人尋問その他意見陳述によって明らかにしてきた。

今まさに、共謀罪法案がテロ対策を口実に上程され、日本政府が国民の人権を蹂躪して戦争国家への道を突き進む中で、いかなる判決が下されるのか、憲法の番人である司法の使命が問われる判決でもあった。

しかるに、岡崎克彦裁判長は、これらの主張立証等を一顧だにすることなく原告らの請求をすべて排除する判決を下したものであり、この点で本判決は、司法が安倍政権に全面的にへつらった「安倍付度（そんたく）判決」のそしりを免れないものである。憲法の番人たる地位を放棄した司法権の恣意的行使と言わざるを得ない。

私たちは、このような行政追従判決を到底容認することはできない。これに対して強く抗議するとともに、首相その他閣僚らの靖国神社参拝行為が根絶されるまで、また安倍政権による立憲主義の蹂躪と戦争国家への道を阻止するために闘い続けることを宣言する。

2017 年 4 月 28 日

安倍靖国参拝違憲訴訟・東京
原告団（事務局長 新孝一）
弁護団（団 長 木村庸五）

韓国原告 声 明

今回の安倍首相の靖国神社参拝訴訟には、安倍政治の暴走を阻止することに期待して多くの国から原告が参加しました。

最近も、教育勅語を肯定的に受け止め、靖国の歴史観が復活しつつある日本の政治の動きに対して、司法が歯止めになると期待していただけに、今回の判決に対しては、失望と怒りで一杯です。とりわけ、北朝鮮情勢を巡って日本では、わざと東アジアの緊張感を煽るような報道と世論が盛り上がっていることを強く危惧しており、安倍首相の靖国神社参拝を認める今回の判決が、この動きに拍車をかけるのではないかと危惧しています。

今後も、私たちは、日本、アジア、各国の人たちと連帯して、戦い抜くつもりです。

韓国原告一同